

■ 充電設備を設置する土地が借地の場合（土地の利用に関する許諾書等）

2023/4/14

借地に充電設備を設置する場合は、土地の利用に関する許諾および充電設備の保有義務期間（5年）以上において設置することの許諾を土地所有者から得る必要があります。土地の利用に関する許諾を証する書類をアップロードし、提出してください。

【許諾書の例】

充電設備設置に関する許諾書

① ○○株式会社 殿

③ 物件所在地 ○○県○○市○-○-○

使用目的 充電設備設置のため

④ 私所有の上記土地に、充電設備を設置することを許諾いたします。

⑤ なお、その期間は設置後5年間以上といたします。

⑥ 2022年○○月○○日

土地所有者

住所 ○○県○○市○-○-○

② 氏名 ○○ ○○

特約事項

充電設備設置に関する許諾書

【確認事項】下記の①～⑥が確認できる必要があります。

- ① 賃借人
・賃借人名の記載
- ② 賃貸人
・賃貸人名の記載
- ③ 設置場所住所
・申請で入力した設置場所住所であることの記載
- ④ 許諾
・充電設備設置を許諾していることの記載
- ⑤ 期間
・充電設備の設置完了から保有義務期間（5年間）以上、許諾していることが確認できる期間の記載
- ⑥ 作成日
・作成日付の記載